

令和7年度 事業計画

令和7年3月11日 理事会決議
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

○ はじめに

我が国経済の現状は、緩和的な金融環境等を背景に、緩やかに回復しています。企業収益は改善傾向にある中、業況感は良好な水準を維持しています。雇用・所得環境も緩やかに改善し、個人消費は、物価上昇の影響などがみられるものの、緩やかな増加基調にあります。昨年10月に発足した新政権は、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」の実現を掲げ、前政権の「資産運用立国」の政策を引き継ぐとともに、内外からの投資を引き出す「投資大国」の実現に向けた施策を講じると表明しました。第二種金融商品取引業としても、金融仲介機能を適切に発揮し、国民の資産形成の促進や、新分野に挑戦する企業の支援を図ることが期待されています。

この令和7年度事業計画は、本協会が、自主規制機関としてその役割を的確に果たし、会員によるこうした課題への取組みを支援するための本協会の業務・組織運営の取組みを定めたものです。

1. 新規入会申請会社の入会審査

(1) 新規入会申請会社の入会審査に当たっては、金融庁、財務局、証券取引等監視委員会（以下、三者を合わせて「行政当局」という。）及び日本証券業協会（以下「日証協」という。）等と情報を共有し、提出された入会審査書類等に基づきヒアリング等を行ったうえで、法令等遵守体制などの業務運営体制、社内規程の整備状況、財務内容等の確認を行う。

特に、出資対象事業、顧客資産の分別管理の状況、財務内容を重点的に確認するとともに、反社会的勢力の経営への関与やそのおそれがないか早期把握に努める。

(2) 入会審査において問題が把握された場合には、行政当局に対し、速やかな検査等の実施を要請するとともに、必要に応じて定款第19条第4項の規定に基づき指示を行う。

2. 会員の業務・財産状況の把握（モニタリング）

- (1) 会員の法令等遵守態勢、投資対象事業の実態や、財務内容などについて、モニタリング及び監査等を通じて適切に把握するとともに、行政当局及び日証協等と緊密な連携の下、問題の早期発見・対応に努める。
- (2) 正会員において貸付事業等権利の審査、適切な情報提供等が徹底されるよう、正会員に対するモニタリングを実施する。

3. 監査

- (1) 「令和7年度監査基本計画」に基づき、正会員の業種・業務実態に応じて、監査対象先、重点点検事項及び監査手続き等を定め、監査を実施する。
事業年度終了後、監査結果の概要を取りまとめ、正会員に通知、周知を図る。
- (2) 日証協との間で、両協会に所属する会員について、監査情報等の共有を図るとともに、必要に応じて共同監査を実施する。

4. 会員に対する措置等

上記のモニタリング及び監査等において問題が把握された場合には、行政当局に対し、速やかな検査等の実施を要請するとともに、必要に応じて、処分等に関する規則第5条による注意、定款第24条勧告による改善・是正を求め、定款第23条処分を行う。

5. 投資家からの信頼性・安心感の確保、金融仲介機能の十分な発揮に向けた検討・取組み

- (1) 会員が行う第二種金融商品取引業に対する投資家からの信頼性・安心感を確保し、金融仲介機能を十分に発揮していくためには、会員の適正な業務運営とともに、投資家に対する適格な商品の提供、商品内容・リスク、事業の状況等の説明、情報提供等が重要である。
- (2) 必要に応じて「第二種金融商品取引業者の機能の向上・信頼性の確保に関する検討部会」（平成29年2月9日設置）において、投資家からの信頼性・安心感を確保するための検討等を行う。

6. 会員の反社会的勢力排除に向けた取組みの支援

会員の反社会的勢力排除に向けた取組みを支援するため、反社照会・回答、研修の実施等を行う。

7. 会員のマネロン・テロ資金供与対策の支援

会員のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を支援するため、実務対応Q&A、研修等を通じて、会員に対し適時適切に情報提供等を行う。

8. あっせん・苦情相談

投資者からの会員の業務に関する相談、苦情の解決業務及び紛争の解決のあっせん業務について、金融ADR機関「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」に業務委託する。

9. 研修等

会員の内部管理態勢の一層の強化・充実、会員の役職員のコンプライアンス意識、倫理観の向上に資するテーマについて、「令和7年度研修基本計画」に基づき、研修（義務研修、代替研修、任意研修）及び正会員代表者向け講演会の22コースを実施する。

研修は、原則として、「第二種金融商品取引業協会 eラーニング」にて実施する。

10. 会員の効率的・円滑な業務運営の支援

会員の効率的・円滑な業務運営、内部管理態勢の整備に向けた取組みを支援するため、次の取組みを進める。

- (1) 第二種金融商品取引業実務必携、各種会員向けQ&Aを改訂・作成
- (2) 各種取引マニュアルの改訂等
- (3) 「コンプライアンス相談室（大手法律事務所4社・弁護士7名に委託。東京、大阪及び名古屋に設置。）」及び「税務相談室」の設置・運営

11. 統計情報の公表

会員が行う第二種金融商品取引業や、会員が取扱うファンド・信託受益権への理解、投資の促進等を図るためには、市場の実態を的確に把握・分析し得る統計情報は重要であり、会員の協力を得て、引き続き統計情報の公表を行う。

12. 会員とのコミュニケーション及び普及啓発・広報の充実

本協会がその役割を的確に果たし信認を得ていくためには、会員の意見・ニーズを把握し業務に的確に反映させるとともに、金融商品等に関する知識の普及啓発及び広報に努めることが重要である。会員とのコミュニケーション並びに投資家への普及啓発及び広報の充実・強化を図る。

(1) 次のような機会をとらえ、会員とのコミュニケーションを図る。

- ① 業態別意見交換会
- ② 会員代表者等の訪問・個社訪問

(2) 投資家へ提供する情報をより充実するため、令和6年6月に本協会ホームページのリニューアルを行ったが、コンテンツを更に拡充するとともに、パンフレットを整備した上で、必要に応じて関係する機関・団体とも連携しながら、効果的・効率的な情報発信に努める。

13. SDGs等の推進

サステイナブルファイナンスやインパクト投資の動向も視野に入れながら、本協会のホームページ及びeラーニングサイトにおいてSDGs等の推進にかかる情報の発信を行う。

14. リスクマネーの供給促進

成長企業、地方・地域へのリスクマネーの供給促進に向け、金融庁、関係機関等と必要に応じて連携する。

15. 会員からの届出・報告に係る電子化対応

会員と本協会をつなぐプラットフォームとしてのウェブサイト見直しの取組みを行うとともに、会員からの届出・報告に係るシステム（T2FIFA届出ネット）について適宜改修を行い、より円滑な運用に努める。

16. 本協会の財務基盤の拡充、事務局体制の整備

- (1) 本協会の業務の円滑な実施、安定的・持続的な業務運営を図っていくため、より一層柔軟に対応できる事務局体制の整備に努める。
- (2) 会員数の拡大に伴い、協会全体の業務量も増加の傾向にあることから、業務内容の見直しに取り組むとともに、必要な人材の確保およびIT活用等による業務効率化を推進する。また、金融業界を取り巻く環境の変化や会員からの要請に的確に応えられ

るよう、人材育成に努める。

以 上